

テnderヒル御所 わかば館

*** ご利用にあたって ***
(重要事項説明書)

社会福祉法人 明徳会
地域支援センター テnderヒル御所
わかば館
ケアマネジメントセンター
ふるうめ
奈良県御所市 364-1
TEL 0745-64-2500 FAX 0745-64-2501

事業所

事業所名称	テnderヒル御所わかば館
介護保険指定事業所番号	2970800351
事業所所在地	奈良県御所市364-1
連絡先	0745-64-2500
事業実施地域	御所市内
相談担当者 ケアマネージャー	鶴田 浩史 栗牧 里花 中村 紀子 酒井 扶欣子 三好 裕之 北浦 美奈都

事業の目的および運営方針

事業の目的	要支援者及び要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜を行うことを目的とします。
運営方針	利用者が要支援状態及び要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を利用者の選択に基づき営むことができるよう配慮して行います。

事業所窓口の運営日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く）
営業時間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く） 午前9：00～午後5：00

事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	① 介護予防サービス計画及び居宅サービス計画作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況の把握、評価 ④ 利用者状況の把握 記録 ⑤ 給付管理 ⑥ 要支援・要介護認定申請に対する協力援助 ⑦ 相談対応	6

利用者の居宅への訪問頻度のめやす

ケアマネジャーが利用者の状況把握のために、利用者に訪問する頻度の目安は、利用者の要支援の認定期間中は3ヶ月に1回以上、要介護認定有効期間中1ヶ月に1回以上

居宅介護支援の利用料について

予防サービス計画及び居宅介護支援に係る費用に関しては、特別な場合を除き介護保険より全額給付されますので、利用者への自己負担はございません。別紙記載。

その他の費用について

交通費	通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
文章作成費用 (5000円)	利用者・保証人より、裁判所や生命保険会社等から、ご本人の状態等の確認の文書作成の依頼があった場合、請求をいたします。

その他の費用の請求および支払方法については、その都度請求させていただきます。

苦情等の受付について

ケアサービスの提供にあたっては万全な体制で臨んでいますが、万一ご不満・ご不審な点がございましたら、下記までお申しつけください。

●当事業所

苦情受付担当者	館長 鶴田 浩史
苦情解決責任者	施設長 山本 忠行
受付時間	毎週月～金曜日 9:00～17:00
連絡先	Tel 0745-64-2500 Fax 0745-64-2501 e-mail info@tender.or.jp

●国民健康保険団体連合会

連絡先	Tel 0744-21-6811(相談専用) 0120-21-6899 Fax 0744-21-6822
-----	---

●御所市役所

連絡先	Tel 0745-62-3001(代)
-----	---------------------

●第三者評価の実施はしていません。

事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生の際は直ちに、ご家族様及び保険者（市町村）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

公正中立なケアマネジメントの確保について

公正中立なケアマネジメントを提供するために、利用者やその家族に対して、利用者のケアプランに位置付けるサービスについて、下記のとおり

- ①複数の事業所の紹介を求めること。
- ②サービスをケアプランに位置付けた理由を求めること。

が可能です。ご利用者ご家族の中立公平な適切なサービス調整を行わせていただくため、お気軽にご申しつけください。

ターミナルケアマネジメント加算について

一般に認められている医学的知見に基づき回復が見込めないと判断された利用者又は家族のご希望により、主治医の意思等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問をさせていただきます。それにより利用者の状態の変化やサービスの変更の必要性を把握しつつ、そこで把握した利用者の心身状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ情報提供等を行わせていただくことができます。

また、そのターミナルケアマネジメントを受けることに同意された方に関して、当館ではグループホームと併設していることから24時間連絡体制を確保しておりますので必要に応じて、担当の介護支援専門員に連絡を行なわせていただきます。

また、指定居宅介護支援（ケアマネジメント）が行えるように緊急連絡体制を確保しておりますので、必要性和状況に応じて直接電話等の対応をさせていただきます。

尚、24時間の勤務体制ではないことから、翌営業日の対応となることもございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

秘密保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

② 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報 が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩 を防止するものとしします。

重要事項説明の年月日

令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	法人名	社会福祉法人 明徳会
	代表者名	理事長 山本 忠行
	事業者名	テnderヒル御所 わかば館 (ケアマネジメントセンター ぶるうめ)
	説明者氏名	印

上記の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	御住所	
	御氏名	印

【別紙】

1. 担当介護支援専門員

氏名 _____ 連絡先 _____ 6 4 - 2 5 0 0 _____

2. 料金

介護予防支援料（1か月あたり）

介護予防支援・継続	4 4 2 単位
介護予防支援・初回	3 0 0 単位
介護予防支援・委託連携加算	3 0 0 単位

居宅介護支援料（1ヶ月あたり）

	介護1～2	介護3～5
4 5 件未満	1 0 8 6 単位	1 4 1 1 単位
4 5 件以上～6 0 件未満	5 4 4 単位	7 0 4 単位
6 0 件以上	3 2 6 単位	4 2 2 単位

その他の加算（場合により以下の加算が追加される事があります）

初回加算	3 0 0 単位	
退院・退所加算（Ⅰ）	（イ） 4 5 0 単位	（ロ） 6 0 0 単位
退院・退所加算（Ⅱ）	（イ） 6 0 0 単位	（ロ） 7 5 0 単位
退院・退所加算（Ⅲ）	9 0 0 単位	
入院時情報連携加算	（Ⅰ） 2 5 0 単位（当日）	（Ⅱ） 2 0 0 単位（3日以内）
緊急時等居宅カンファレンス加算	2 0 0 単位（訪問月2回まで）	
ターミナルケアマネジメント加算	4 0 0 単位	
通院時情報連携加算	5 0 単位（月1回）	
特定事業所加算（Ⅱ）	4 2 1 単位	

（イ）カンファレンス無し （ロ）カンファレンス有り

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、担当者に説明を受けました。

ただし、法定代理受領の場合は当事業所の居宅介護支援に対して介護保険給付が支払われる為、利用者の自己負担はございません。無料となります。

- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたり、上記金額の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を、後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

3. 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か、下記窓口までお申し出下さい。

★ご相談窓口★

テンダーヒル御所 わかば館
ケアマネジメントセンター ぶるうめ

- 電 話 0745-64-2500
- 受付時間 （月～金曜日 9:00～17:00）
- 担 当 者 鶴田 栗牧 中村 酒井 三好 北浦